



# ジェントルハート通信

No.59

2018年夏号

発行:NPO法人ジェントルハートプロジェクト 発行日:2018年7月1日

URL: <http://npo-ghp.or.jp> Tel. +Fax. : 045-845-3620(小森)

定価:100円(会員無料)

## 「これまでの20年を振り返って」

代表理事 小森新一郎

私たち夫婦の一人娘である香澄がいじめ自殺で亡くなったのは、1998年7月27日でした。それからすでに20年もの歳月が流れてしまいました。

その間には遺族・被害者・人権関係の活動をされている方々との数え切れないほどの出会いがありました。また2001年に始めた“親の知る権利”を求めた裁判も7年間経験し、そしてそれと同時並行するかたちで、2003年にNPO法人ジェントルハートプロジェクトを立ち上げました。

香澄が亡くなった当時は40歳そこそこだった私たち夫婦も二人とも還暦を超える年代になってしまっています。最初は手探りだった講演活動も今年の6月で理事の小森美登里の講演実績は1,400回を超えるまでになりました。

こうして、この20年という時間をいじめ問題に向き合いながら過ごしてきた私たち夫婦ですが、活動を続ける中で、この日本という国は、遺族や被害者が声を上げなければ何かを変えることすら出来ない、人権意識（特に子どもの人権）の希薄な国だと感じるようになりました。これは、いじめ自殺だけでなく、理不尽なかたちでご家族を失った多くの被害者の方も、同じように感じていると思います。

今の日本は人間の尊厳よりも経済や効率が優先される国になってしまっているようで、特に子どもに対する人権や尊厳を重視する姿勢はあまり感じられません。

いじめ自殺の視点から見てみると、その時々には記憶に残る悲惨な事件も数え切れないほど起きていました。しかし、いじめ防止対策推進法が成立したことで、当初は、やっと大人が取り組むべき姿勢であったり、取り組むべき課題が、ある程度見えてきたようにも感じていました。

ところが現実はどうでしょう。最近の報道にもあるように、私は学校や行政が法律に逆行しているような動きをしていることに大きな懸念を抱いています。ある意味危機感すら感じています。

この国の学校や行政は一体誰のために仕事をしているのでしょうか？本来は全てにおいて子どものいのちが最優先されるべき教育現場にあって、逆に子どものいのちと尊厳がどんどん軽視されていっているように感じられてなりません。

子どもたちの感性はとても鋭敏です。大人が考え

ていることや期待していることなどを体感的に感じています。子どもたちの感性の成長を望んでいない大人たちの態度に、子どもは敏感に反応します。しっかりした共感力や協調性の醸成を本当に願うのであれば、まずはしっかりと「感じる心」を育むことに大人が取り組む姿勢を見せることが必要なのではないでしょうか。

感じる事が出来ない子どもに、いくら共感力や協調性を求めても、徒労に終わってしまうことは誰でも想像できると思います。

14年前にTBSの報道特集で私たちの特集を放送して頂いた時、キャスターの田丸美寿々さんがおっしゃっていた次の言葉が今でも思い出されます。

『いじめ自殺などの話を聞いたあと、変に反応しないだろうかと心配する大人たち、反応するという事は感じる事、感じる事が心の教育のスタートラインです。子どもが感じる事を避ける大人たち、真正面から向き合おうとすることを避ける大人たち、そんな大人たちの姿が少年事件の背景にあると思います』というコメントでした。

私たちがいつも講演で伺っている学校現場の中にも講演を聞いて子どもたちが”感じる” “反応する”ことを怖がっている先生方が時折いらっしゃいますが、逆に”感じない” “感じられない”子どもたちがいじめ加害者になってしまう危険性を想像して欲しいと思います。

また、こうした意味においても最近頻発している無差別殺人犯なども、ルーツをたどると、この”反応すること”や”感じる事”を大人がしっかりサポート出来ていなかったことが原因のように思えてなりません。

いじめ問題を解決に導くには、子どもたちを枠にはめ込んで「これはいじめだ」とか「これはいじめではない」などと大人の定義を一方的に押しつけたり、罰則をちらつかせる事で脅かしていじめをやめさせるのではなく、あくまで加害側の児童生徒の心に寄り添い、自分の行った行為によって生じる被害側児童生徒の心と体の痛みを想像することが出来るようになる為には、教師側のスキルアップと被害者の心を重視することが必須であると感じています。

本当の意味での“子どもファーストの社会構築”が求められているのではないのでしょうか。

## ◆勉強会の報告

去る6月12日、『いじめ問題の実態を知り理解を深めるための勉強会Part II』を前回同様、参議院議員会館において開催しました。当日は足立区立辰沼小学校元校長の仲野繁先生、川口市立戸塚中いじめ事件の被害者のお母様、青森市立浪岡中学校いじめ自殺事件の被害者遺族の葛西剛さん、そして理事の小森美登里からの報告を受けて、教育評論家の尾木直樹先生から今のいじめを取り巻く我が国の現状をわかりやすくまとめていただきました。ご参加いただいた多くの国会議員はじめ、多くの方々に、わかりやすく今起きている現象への理解を深めて頂くことが出来ていたと思います。

今回の通信では、わかりやすくポイントをまとめていただいた尾木先生からのお話をご紹介します。

### 「いじめ問題の現状と課題」 ～逆流と治外法権化の進行～

教育評論家・法政大学特任教授  
臨床教育研究所「虹」所長 尾木直樹

「いじめ防止対策推進法」が施行されて5年が経ち、いじめ問題に対する取り組み等が少しずつ前進してきたかと思っていたら、実際には全く逆の「逆流」と呼ぶべき現象があらこちらで起きている。いじめ問題における「逆流現象」は、学校現場や教育委員会のモラルの崩壊と治外法権化を感じさせ、強い危機感を覚える。

今日の新聞でも、2015年の8月に東京都青梅市立中学校でいじめを受けていた1年生の男子生徒（当時12歳）が、高さ45メートルの奥多摩橋から飛び降りて自殺していたことが報道された。青梅市教委はこれまで自殺があったことや第三者調査委員会を立ち上げたこと、いじめを認定したとされる報告書についても内容は公表していない。これは、神戸市教委がいじめの内容などを記した学校側の聞き取り調査のメモを隠蔽した事例と同様で、教育委員会が無法地帯化していることを端的に示す事例だ。こうした危険な状況は今、日本全国で起きていると言っても過言ではない。

このような実態から【現状の特徴】という視点で4つにまとめてみたい。

#### (1) 「第三者調査委員会」の劣化？

いじめの重大事態の調査にあたる「第三者調査委員会」は、「いじめの事実の全容解明」「いじめ事案への対処」「同種の事案の再発防止」が目的とされている。文科省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」には、「学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること」と明記されている。それにも関わらず、「第三者調査委員会」が御遺族を傷つけ、対立するケースすら出てきている。

3月28日に公表された葛飾区はいじめ調査委員

会（第三者調査委員会）の答申では、いじめの定義を法律上の定義に当てはめずに、「社会通念上」のいじめに当てはまるかどうかを検討。その上で「いじめが原因の自殺ではない」などとする報告書を区長に提出し物議を醸した。「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義に則れば、本件内容は確実にいじめなのだが、この第三者調査委員会では「あえて法律上のいじめの定義をそのまま当てはめることはせず、同法に定義されるいじめのうち、社会通念上いじめと評価できる行為が認められる場合を、いじめとする」と、堂々と明記している。委員長の弁護士は法律家であるにもかかわらず、法律を無視して「社会通念」などという新しい概念を前面に出してきたのだ。記者会見の時にある記者が『社会通念とは何ですか？』と質問をしたところ、『社会通念だ』としか答えず、定義を明確に出来なかったというから呆れる。

ところが、葛飾区は6月になってこの答申に対する見解を発表、第三者調査委員会の報告をひっくり返した。区としては「『いじめ防止対策推進法』第二条第一項をいじめの定義とし、生徒たちが行った一連の行為は、法の『いじめ』に該当する。生徒たちの一連の行為が当該生徒の自死への衝動に影響を与えた可能性は、否定できない」とした。

このように、公正中立であるべき第三者調査委員会が御遺族と対立する構図になってしまう事は、憂慮すべき新たな問題であり、第三者調査委員会の存在意義、あり方、メンバー構成等も含めて、今後注視していかなくてはならない。



## (2) 「社会通念」への定義の逆流現象の広範な広がりをどう見るか

1985年の文部省のいじめの定義では、①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、④学校としてその事実を確認しているもの、となっており、加害者側の視点から3つの条件が付いていた。「いじめ防止対策推進法」では被害者側の視点に立ち、「児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されたが、その定義にも「逆流現象」が起きて、先の葛飾の事例にもみられるように法律家や学者レベルだけでなく、いわゆる「弱い者いじめ」の狭い定義が学校現場や教育委員会では息を吹き返し、広がりを見せている。

多くの児童生徒にとっては、「発生主義」ではなく、「認知主義的」に、その行為を“どういう風に受け止めたのか”ということが問題なのであって、その子がいじめだと思えばいじめであり、その意味では確かに定義は広い。しかし、防止という観点でこの定義を見れば、現場的には非常に有効であり、実効性が高いはずである。例えばいじめを「殴る」とか「暴力を振るう」といった内容に限定したり、いじめに軽重をつけたりしてしまえば、現場は実践力を失うだけでなく、子どもたちの感性教育、人格の完成につながらない。学校現場はどうやっていじめを「防止」していくのかを臨床的に考えることが重要なのであって、そのためにも、いじめの定義を狭くしてはならないのである。

## (3) 加害者の冤罪防止という論法に潜む問題

加害者の冤罪を防止するというのは確かに大事なことだが、これは法律論ではなく指導上の問題である。大津の時、加害者側はずっと『冤罪だ』『加害行為ではない』『遊んでいただけ』と言っていた。弁護士からすれば、『冤罪だ』という前提で依頼されたら、冤罪を主張し弁護をするのは当たり前かもしれない。しかし、現場的な感覚で言えば、これは加害者の認識が歪んでいるだけのことであって、加害者側の加害行為に対する認識の甘さを示しているにすぎない。しかし残念ながら、子どもが『遊んでいただけ』と言えば、親もほとんどが同様に言う。これは親子共に感性が歪んでいて、相手の心の痛みとか辛さに共感することが出来ない現象。相当歪みがひどいのだと思う。加害者側にどれだけ言っても理解できないという現実があり、5年前の大津の事件では、いじめの加害者側がご遺族を名誉毀損等で訴えるというとんでもない事態になっている。このままでは社会的モラルが崩壊する。



## (4) いじめ自殺はメディアが原因説

これを社会的に説くと『いじめで自殺する』ということは、加害者の問題ではなく、メディアが悪いんだという理論。ある学会や一部の社会学者は「希死念慮」というのはメディアが醸成したものと捉えていて、『こんなにみんなが騒いだり、同情してくれるのであれば死んでしまおうかな』と被害者が思ってしまうのは、メディアが大げさに報道するせいだ、という論法なのだ。こんな説を広めるために学問を使うのかと憤りさえ感じる。

いじめの問題は臨床教育学的に捉えるべき。解釈学に陥るべきではない。

では、どうすればよいのか。7点ほど課題を挙げたい。

### (1) 公務員として上級の指示を無視する現実

先ほどの報告にもあった川口市の場合、文科省や県教委から指導に次ぐ指導をされ、文科省からダイレクトに校長まで呼び出されているが川口市教委はびくともしない。文科省には、このように具体的に指導しましたという分厚い資料も残っているのに、平気で無視し、嘘を言い、ねつ造すらしてしまう。『私たちは社会通念に従う』といって社会通念を持ち出してきているが、これは本当にあり得ない脱法行為であり、実務的にも上級機関の命令に従わないというのは地方公務員としては明らかな違反行為。そういった意味でも、何らかの処分を課すべき事案である。

### (2) いじめの法的理解と子ども主体の学校づくり実践の交流

この実践を進めていくことは極めて重要で、防止教育、スクールロイヤーをどんどん取り入れていくべき。実践的なことと言えば、先の報告にあった元足立区立辰沼小学校校長の仲野先生の事例の質が高いのはなぜかということ、子どもが主体になっているから。子どもたちが自ら主体になって動くと子どもたちの感性は非常に鋭くなっていき、人権の感覚や他者の痛みを受け止める心が豊かに成長していく。だからいじめが起きない。

### (3) 目黒5歳女児虐待死に代表される「子どもの権利条約」の社会的周知徹底、実践の重要性

虐待問題はずっと起き続けているが、子どもを救うことが出来ていない。去年の警察事案になった死亡事件だけでも58人、日本小児科学会の推計によると、少なくとも年間350人は虐待で亡くなっているというのが我が国の現状である。子どもの人権どころか、生存権すら脅かされるような事態は決してあってはならない。しかし、法律論では、個人情報保護法だとか、親権だとか、色々な壁が立ちはだかかって、虐待が疑われる子どもの安全確認や立入調査すらままならず、子どもの命を救えないのが現状。

今回の目黒の虐待死事件では、都道府県をまたぐ児童相談所間の情報共有が上手くいかず、品川児童相談所の職員が出向いても安全確認を拒否され、引っ越してきてからわずか40日あまりで子どもが亡くなってしまった。まずは子どもの命を守るための体制づくりが何よりも優先されるべき。いじめ問題も同じ。

### (4) 文科省のガイドラインの徹底

昨年3月の文科省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は世界のトップクラスの内容。しかし、現場でこれらの学習はされていないと思う。文科省の調査では、「いじめ防止対策推進法」第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置率は99%に上るが、それはデータ上の数値であって実際には委員会も開いていないだろう。生活指導部で代替してしまうといったところが多い。いじめの防止教育の徹底も重要だが、起きてからの対応こそ重要。ガイドラインをきちんと学ぶべき。

### (5) 処分の明記一法の改正

「いじめ防止対策推進法」が出来る時には、学校の先生に対して「処分」というのは失礼、そういうのは教育の現場にはあってはならないと思っていたが、これだけ多くの子どもが命を落とし、御遺族が苦悩し、しかも学校や教育委員会による組織的な隠蔽が全国各地で起こっている以上、このままでは絶対にいけない。安全配慮義務を果たさなかったらどうなるか、特に隠蔽や虚偽報告については学校管理者に対する懲戒等罰則規定を法律に明記すべき。

### (6) 相変わらずの隠蔽体質を克服

これは単にいじめを隠蔽したというだけの問題ではない。神戸市の事案でも友人たちはいじめを教師に報告していた。ところが何も誰もとり合ってくれ

ない。子どもたちはどれほど学校や教師に絶望したことか。

加害者も傍観者も、何の指導もされないまま高校生となり大学生となり社会人となっていく。間違いは間違いとしてしっかりそれを反省し、更正することが絶対的に大事。それが可能なのが学校であり、教育。そういう意味では、隠蔽は全ての子どもたちへの裏切り行為であり、全てのご遺族に対する大変な冒涇行為。絶対にあってはならないし、処分されるべき。

### (7) いじめという表現を使わないで加害者指導

本人がいじめを認めず、保護者も『うちの子がいじめなんてするはずがない』と思っている時に、いじめという言葉を使って指導しても、保護者がカッとなって学校と対立的になってしまい問題がこじれるだけ。こういう場合は『お子さんのこういう行為を相手が嫌がっていて、相手は大変辛い思いをしているんですよ』と伝えれば、保護者も『それは大変だ』『そんなに人の気持ちがわからないような子どもでは困るじゃないか』となって動き出すもの。いじめという言葉を使うと、“それは悪だ”みたいな、時には刑事罰に当たるようなこともいっぱいあるわけですから、親のほうも身構えてしまう。それがどンドンエスカレートして、こじれていくと「冤罪論」に発展していく。そんな非生産的な現状がある。

“感性豊かな子どもにする”ことをポイントとして、いじめという言葉ではなく『ほら、あの子苦しい顔してるじゃない』『笑っているけど、あれはごまかし笑いなんだよ』と伝え、感性を鍛え直すこと。共感力のある、相手の痛みや気持ちのわかる子どもになることが大切。そういう意味では、いじめという言葉を使わずに加害者を指導するとうまくいく、ということを生方先生方に伝えたい。



## ◆子どもたちのアンケートから

前回に引き続き講演後に感想文の中から「大人へのお願い、大人に伝えたいこと」というコーナーより、今回は中学3年生の大人へのメッセージをご紹介します。ストレートな指摘にビクッとさせられる事があります。子どもたちは私たちが想像する以上に、様々なことを感じ、教えてくれています。

## ◆中3女子

見て見ぬ振りしないでください。子どもは助けて欲しいけど言えないのです。心にしまおうとします。話を聞いてあげるだけでもいいから。少しは心が楽になるから。

## ◆中3女子

いじめは子どもだけの問題ではなく、大人の問題であることを多くの人に知ってもらいたい。いじめによって人の命が奪われることを重く考えてほしい。大人から子どもに手を差し伸べてもらいたい

## ◆中3男子

いじめがある社会を無くしてほしい。感情を育む教育をしてほしい。いじめに気づいてほしい。いじめの被害者の願いを叶えてほしい。

## ◆中3女子

いじめって、子ども独自でできたものではないと思うんです。大人たちが、どこかでそういう感情を子どもに与えてしまっているんだと思うんです。「○○さん家の子がいい子」なんて言ってもその子みたいに良い子になるわけじゃないです。嫉妬や恨みを生みます。いじめって根っ子は大人たちの言葉だったりするんです。そこに気づいてください。

## ◆中3男子

子どもというのは、何か困っていることがあってもなかなか言葉にできないので、その人の少しの変化でも気づけるような気を配ってほしいと思います。もしも相談などされたら話を流すように聞くのではなく、しっかり正面を向いて相談に乗ってあげられるようにしたいです。

## ◆中3女子

大人の前ではどうしても強がってうまく言いたい事が言えなくなります。そんな風に見えた時は優しく声をかけてください。そして、あなたには相談出来るという安心をください。そうすればきっと大人に素直に話せます。

## ◆中3女子

自分の子どもの話を最後まで聞いてください。聞いてもらえないだけで子どもは傷つきます。相談にものであってあげてください。

## ◆中3女子

友達を選ぶものだって本当ですか。悪い人とは仲良くしちゃいけません、自分に利益になる人と付き合いましょうって、言わないでほしいと思います。

## ◆中3男子

いじめというのはとても苦しいことだとあらためてわかったので、相談した時には真剣に聞いてほしい。

## ◆中3女子

話を聞くだけでもいいから時間をつくってあげてください。

## 学校の先生へ

周りの評価を気にしたり、プライドのせいでいじめを無かったことにせず、どうして防げなかったのか、どうすればその子にとって心の落ち着ける存在になれたか、プライドを捨てて考えてください。

## ◆中3女子

いじめに悩んでいる子がいても、大人は対応してくれない部分が多いと思います。いじめが静まる時を待っていて、ニュースなど見ても解決しようとしていないと思います。大人にはもっと苦しんでいる子どもがいることをわかってもらいたいです。

## ◆中3女子

もっと子どもの立場に立って考えてほしい。いじめている側、いじめられている側のどちらの考えも聞いてあげてほしい。

## ◆中3女子

いじめられている人を見たら絶対に見て見ぬ振りをしないで助けてあげてください。言葉をちゃんと聞いてあげてください。無視しないでください。

## 《心と体を傷つけられて亡くなった天国の子どもたちのメッセージ展示のお知らせ》

夏休み終了前後に子どもたちの自殺が大変増えているという現実があります。この問題を多くの皆様と考え、子どもの命を守っていききたいとの思いから企画した展示です。  
 期間 8月25日(土)～9月1日(土) 時間 9:30～17:30  
 会場 東京都人権プラザ ロビーギャラリー  
 (港区芝2-5-6 芝256スクエアビル1階) URL: <http://www.tokyo-hrp.jp/>

※後日ホームページ上で詳しいご案内を致しますので、ご確認の上ご来場願います。

## ◆ 活動のご報告と今後の予定 ◆

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2018/6/1	藤嶺学園藤沢高等学校	神奈川	藤沢	90
2018/6/2	立川市青少年問題協議会	東京	立川	110
2018/6/4	防府市立牟礼小学校	山口	防府	230
2018/6/4	川崎市立今井小学校	神奈川	川崎	350
2018/6/6	霧島市立国分南中学校	鹿児島	霧島	550
2018/6/8	霧島市立陵南中学校	鹿児島	霧島	160
2018/6/9	霧島市立牧園中学校	鹿児島	霧島	140
2018/6/19	滋賀県総合教育センター初任者研修	滋賀	野洲	200
2018/6/21	滋賀県総合教育センター初任者研修	滋賀	野洲	220
2018/6/22	真庭市立久世中学校	岡山	真庭	400
2018/6/25	瀬戸市立行幸小学校	岡山	瀬戸	190
2018/6/26	備前市立吉永小学校	岡山	備前	85
2018/6/27	高梁市立高梁小学校	岡山	高梁	90
2018/6/29	野田市立東部中学校	千葉	野田	190
2018/6/29	野田市立南部中学校	千葉	野田	900
2018/7/4	富津市立天羽東中学校	千葉	富津	150
2018/7/13	霧島市立舞鶴中学校	鹿児島	霧島	740
2018/7/14	霧島市立牧之原中学校	鹿児島	霧島	100
2018/7/25	鳥取県立境高等学校教職員研修	鳥取	境港	30
2018/8/1	熊本県私立中高等学校教職員研修	熊本	熊本	1,200
2018/8/9	操南中学校区教員人権研修	岡山	岡山	130
2018/8/21	大津市教育委員会職員研修	滋賀	大津	150
2018/9/5	品川区教育委員会	東京	品川	1,280
2018/9/26	豊昭学園・豊島学院高等学校・昭和鉄道高等学校	東京	豊島	750
2018/10/1	神奈川弁護士会司法修習生実務修習	神奈川	横浜	10
2018/10/3	神奈川県教委中教育事務所PTA人権研修	神奈川	平塚	60
2018/10/9	東大阪市立弥栄小学校	大阪	東大阪	490
2018/10/11	秀英高等学校	神奈川	横浜	300
2018/10/16	三浦市青少年問題協議会地区大会	神奈川	三浦	80
2018/10/20	真庭市立北房中学校	岡山	真庭	200
2018/10/24	横浜市教育委員会人権啓発講演会	神奈川	横浜	300
2018/11/2	東京都教育庁人権学習指導者研修	東京	新宿	80
2018/11/8	石川県立小松高等学校	石川	小松	400
2018/11/14	厚木市立厚木中学校	神奈川	厚木	870
2018/11/27	美咲町立旭中学校	岡山	久米郡	50
2018/12/4	芳賀教育会指導研究会	栃木	真岡	70
2018/12/7	柏市立南部中学校	千葉	柏	420
2018/12/12	柏市立西原中学校	千葉	柏	580
2019/1/24	備前市立伊里小学校	岡山	備前	130